

平成四年通商産業省令第八十号

計量単位規則

計量法（平成四年法律第五十一号）第六条、第七条、第九条第一項及び附則第七条並びに計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）第七条第一号及び第三号、第十条並びに第十二条第一号の規定に基づき、計量単位規則を次のように定める。

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六条の経済産業省令で定める計量単位及びその定義は、別表第一のとおりとする。

第二条 法第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

- 一 法第三条及び第四条に規定する計量単位にあつては別表第二に掲げるもの
- 二 法第五条第一項に規定する計量単位にあつては次に掲げるもの

イ 計量単位令（平成四年政令第三百五十七号。以下「令」という。）第四条第一号に規定する計量単位にあつては前号に規定する計量単位の記号の直前に別表第三に掲げる記号（以下「接頭語の記号」という。）を付したもの

ロ 令第四条第二号に規定する計量単位にあつては令別表第五の第二欄に掲げる計量単位の記号中の同表の第三欄に掲げる語の記号の直前に接頭語の記号を付したもの

ハ 令第四条第三号に規定する計量単位にあつてはロに規定する計量単位の記号の直前に接頭語の記号を付したもの

三 法第五条第一項の規定に基づき令第五条に規定する計量単位にあつては別表第四に掲げるもの

四 法第六条の規定に基づき第一条に規定する計量単位にあつては別表第五に掲げるもの

2 法附則第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

一 法附則第五条第一項の規定に基づき令第八条に規定する計量単位にあつては別表第六に掲げるもの

二 法附則第六条第一項に規定する計量単位にあつては別表第七に掲げるもの

（特殊の計量に使用する計量器）

第三条 法第九条第一項の経済産業省令で定める特殊の計量に使用する計量器は、法第五条第二項で定める計量単位それぞれについて令第五条に定める特殊の計量以外の計量に使用されないことが当該特殊の計量に使用される旨の表示その他の当該計量器の外観から明らかなものとする。

第四条 令別表第一第七号の経済産業省令で定める光度は、その光源の放射する光を構成する波長毎に別表第八に掲げる分光視感効率を用いて次に掲げる方法により算出する。

一 光源の放射する光のスペクトルが連続スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

（光度）

$$I = K_m \sum_{\lambda} V(\lambda) I_e(\lambda) d\lambda$$

I は、定めようとする光度を表す値

K_m は、最大分光視感効果度

V(λ) は、波長 λ の分光視感効率

λ₁ は積分範囲の下限の波長で三百六十ナノメートル

λ₂ は積分範囲の上限の波長で八百三十ナノメートル

I_e(λ) は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長 λ における分光放射強度の値

二 光源の放射する光のスペクトルが輝線スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

$$I = K_m \sum_{\lambda} V(\lambda) I_e(\lambda)$$

I、K_m 及び V(λ) は、前号の場合と同じ

I_e は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長 λ の輝線スペクトルの放射強度の値

λ は、波長三百六十ナノメートルから八百三十ナノメートルまでの範囲の波長

(線質係数)

第五条 令別表第一第六十四号の経済産業省令で定める係数は、別表第九に掲げる線質係数とその他の因子の積とする。

2 前項に規定するその他の因子は、一とする。

(音圧レベルにおける聴感補正)

第六条 令別表第一第六号の音圧実効値に経済産業省令で定める聴感補正を行つて得られる値は、その音を構成する周波数毎に別表第十に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

$$P = \left(\sum P_n n^2 \cdot 10^{\frac{A_n}{10}} \right)^{\frac{1}{2}}$$

Pは、音圧実効値に聴感補正を行つて得られる値

P_nは、周波数がnヘルツである成分の音圧実効値

a_nは、周波数nヘルツにおける補正值

(振動加速度レベルにおける感覚補正)

第七条 令別表第二第七号の振動加速度実効値に経済産業省令で定める感覚補正を行つて得られる値は、その振動を構成する鉛直振動の周波数毎に別表第十一に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

$$A = \left(\sum A_n n^2 \cdot 10^{\frac{B_n}{10}} \right)^{\frac{1}{2}}$$

Aは、振動加速度実効値に感覚補正を行つて得られる値

A_nは、周波数がnヘルツである成分の鉛直振動の振動加速度実効値

a_nは、周波数nヘルツにおける補正值

(非法定計量単位による目盛等を付した計量器)

第八条 令第七条第二号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器であつて、別表第十二の中欄又は下欄に掲げる表示を付したものうち法定計量単位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、経済産業大臣の承認を受けたものとする。

一 輸出すべき機械又は装置を製造する者が当該機械又は装置の購入者の指示により行う設計図面の製作又は補修に用いるもの

二 国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された国際的基準に従つて行う検査に用いるもの

三 輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してする検査に用いるもの（前号に掲げるものを除く。）

四 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第八号の検量事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行つてするその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの（前二号に掲げるものを除く。）

第九条 令第七条第三号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

一 令第七条第一号及び第二号の計量器を使用する者又は製造し若しくは修理する者が用いる計量器であつて経済産業大臣の承認を受けたもの

（輸入された商品）

第十一条 令第十条の経済産業省令で定める商品は、次のとおりとする。

一 半導体製造装置及びその部品

豆類及びその調製品

調製穀粉

八 野菜及びその加工品

九 果実及びその加工品

十 生鮮肉類及び肉製品

- 十九 魚類、えび類及びかに類並びにこれらの加工品
 十 茶、コーヒー及びココアの調製品
 十一 香辛料
 十二 めん・パン類
 十三 菓子類
 十四 酪農製品
 十五 加工卵製品
 ノース
 十六 調味料関連製品
 十七 アルコールを含まない飲料
 十八 食品のかん詰及びびん詰（他の号に掲げるものを除く。）
 二十九 化粧品（第二十三号に掲げるものを除く。）
 二十一 歯磨き
 二十二 化粧石けん
 二十三 医薬部外品であつて次に掲げるもの
 二十四 腹臭防止剤
 二十五 口中清涼剤
 ヨロヘニホトトイ
 リ
 育毛剤
 除毛剤
 薬用化粧品
 薬用歯磨き類
 二十四
 ピボン（ジーンズパンツに限る。）
 二十五 哺乳用具

(ヤードポンド法による目盛を付した計量器)

第十一条 令第十二条第一号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

- 一 令第十二条第一号に掲げるものにあつては、経済産業大臣の承認を受けたもの（ただし、自衛隊が用いるものにあつては経済産業大臣に届け出たもの）
 - 二 令第十二条第一号に掲げるものにあつては、自衛隊が武器の一部として用いるもの（そのものが法第二条第四項の特定計量器（以下「特定計量器」という。）である場合にあつては経済産業大臣に届け出たものに限る。）
 - 三 令第十二条第一号に掲げるものにあつては、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（以下この号において「独立行政法人」という。）又は製造事業者が検査に用いるもの（地方公共団体又は独立行政法人が用いるものにあつては経済産業大臣に届け出たものに、製造事業者が用いるものにあつては経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）
- 前項第一号及び第二号に掲げる計量器が特定計量器である場合にあつては、別表第十三の中欄又は下欄に掲げる表示を付したものでなければならない。

附 則

- 1 この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。ただし、第二条（別表第四の血圧の計量の項及び人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量の項の部分に限る。）の規定は、平成十一年十月一日から施行する。
 - 2 計量単位規則（昭和二十九年通商産業省令第四十五号）及び計量法施行法第三条、第六条及び第九条第三項の計量等を定める政令第一条第八号および第三条の四の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第五十号。）は、廃止する。
 - 3 平成九年九月三十日までは、別表第四中「生体内の圧力の計量」とあるのは、「生体内の圧力の計量及び真空工学における圧力の計量」とするものとする。
- 附 則（平成二二年一〇月一三日通商産業省令第二三〇号）
- この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二三年三月二二日経済産業省令第三四号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年九月五日経済産業省令第一八九号）

この省令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二五年九月二六日経済産業省令第五〇号)
 この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

附 則 (令和六年六月七日経済産業省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第一条関係）

物象の状態の量	計量単位	定義	一
			織度
比重	キログラム每メートル デニール テクス	一メートルにつき一キログラムである織度 キログラム每メートルの九百万分の一 キログラム每メートルの百万分の一	二
(計量単位を付さない)	重ボーメ度 日本酒度	物質の質量とその物質の十万千三百二十五パスカルの圧力の下において同一の体積を有する水の質量に対する比 (前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。)	二
引張強さ	パスカル又はニュートン每平方メートル パスカル又はニュートン每平方メートル メートル (計量単位を付さない)	一から物質の質量のその物質と十万千三百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数を減じた値の百四十四・三倍 物質の質量のその物質と十万千三百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数から一を減じた値の千四百四十三倍 一平方メートルの初期断面につき一二ニュートンの引張強さ 一平方メートルの初期断面につき一二ニュートンの圧縮強さ	三
圧縮強さ	パスカル又はニュートン每平方メートル メートル	ある物質が通過することができる最小の方形網目又は円形網目の一边の長さ又は直径が一メートルであるときの粒度 電力の電力の二乗と無効電力の二乗との和の平方根に対する比	四
粒度	力率 屈折度	焦点距離が一メートルである屈折度 空気中の水蒸気の分圧のその空気と同一の温度の飽和水蒸気の圧力に対する比の百倍が一である湿度	五
八 湿度	湿度百分率 セルシウス度又は度	空気中の水蒸気が結露する温度をセルシウス度又は度で表した湿度 粒子が一平方メートルの大円の断面を有する球形の空間につき一個の割合で入射するときの粒子フルエンス	六
九 粒子フルエンス率	粒子フルエンス率	一秒間に一平方メートルの粒子フルエンス率 一秒間に一平方メートルの粒子フルエンス率	七
十 八 湿度	湿度百分率 セルシウス度又は度	一秒間に一平方メートルの大円の断面を有する球形の空間につき、入射するすべての電離放射線のエネルギーの和が一ジュールの仕事に相当するときのエネルギーフルエンス	八
十一 エネルギーフルエ ンス率	ジュール每平方メートル又はワット 平方メートル 毎平方メートル	一秒間に一ジュール每平方メートルのエネルギーフルエンス率	九
十二 エネルギーフルエ ンス率	ジュール每平方メートル 平方メートル 毎平方メートル	一秒間に一ジュール每平方メートルのエネルギーフルエンス率	十
十三 放射能面密度	ベクレル每平方メートル ベクレル每立方メートル	一秒間に一平方メートルにつき一ベクレルの放射能面密度	十一
十四 放射能濃度	ベクレル每キログラム ベクレル每グラム ベクレル每リットル キュリー每立方メートル キュリー每キログラム キュリー每グラム キュリー每リットル	一秒間に一平方メートルにつき一キュリーの放射能濃度 一秒間に一立方メートルにつき一ベクレルの放射能濃度 一秒間に一キログラムにつき一ベクレルの放射能濃度 一秒間に一グラムにつき一ベクレルの放射能濃度 一秒間に一リットルにつき一ベクレルの放射能濃度 一秒間に一立方メートルにつき一キュリーの放射能濃度 一秒間に一キログラムにつき一キュリーの放射能濃度 一秒間に一グラムにつき一キュリーの放射能濃度 一秒間に一リットルにつき一キュリーの放射能濃度	十二
質量 長さ	メートル グラム	記号	別表第二（第二条関係）
質量	メートル グラム	記号	別表第二（第二条関係）

仕事	動粘度	粘度	応力	圧力	力のモーメント	力	密度	波数	回転速度	周波数	加速度	速さ	角加速度	角速度	体積	面積	立体角	角度	物質量	温度	電流	時間														
ワット秒	ジユール	平方メートル毎秒	ニユートン秒每平方メートル	ニユートン每平方メートル	ニユートン每平方メートル	ニユートンメートル	グラム毎リットル	グラム每立方メートル	キログラム每立方メートル	グラム每立方メートル	グラム毎立メートル	メートル毎秒	メートル毎秒	メートル毎秒	ヘルツ	ラジアン毎秒	ラジアン毎秒	ラジアン	カンデラ	アンペア	時分秒															
W・s	J	$\frac{m^2}{s}$	$N \cdot s / m^2$	$P_a \cdot s$	N / m^2	P _a	b _a r	N _{/m²}	P _a	N _{·m}	N	g / l 又は g / L	g / m^3	$k g / m^3$	$m / 1$	$h / 1$	m_{-1} / n_{-1}	s_{-1} / z	m / s_2	m / h	m / s	$r ad / s_2$	$r ad / s$	l 又はL	m^3	m^2	s _r	°rad	cd	$m o l$	°C	K	A	h	min	s

電力量		電力		電気抵抗		電気のコンダクタンス		インピーダンス		磁束		磁束密度		起磁力		静電容量		電界の強さ		電気量		エンタロピー		比熱容量		熱伝導率		熱量		流量		工率		質量流量	
ワット時	ワット	ワット時	ワット	Ω	Ω	S	Ω	H	Wb	Wb/m ²	T	A	A/m	F	V	V	V/m	C	J/K	J/(kg·K)	W/(m·K)	W/(m·°C)	W·h	J	W·s	W·h	t/s	t/h	g/h	kg/m ³	kg/m ³	W·h			
W h	W s	J	W	Ω	S	Ω	H	Wb	Wb/ m ²	T	A	A/m	F	V	V	V/m	C	J/K	J/(kg· K)	W/(m· K)	W/(m· °C)	W·h	J	W·s	W·h	t/s	t/h	g/h	kg/m ³	kg/m ³	W·h				

電磁波の電力密度	放射強度	光束	輝度	照度	音響パワー	濃度														
ワット每平方メートル	ワット每ステラジアン	ルーメン	カンデラ每平方メートル	ルクス	ワット	モル每立方メートル	モル每立方メートル	モル每リットル	モル每リットル	モル每立方メートル										
ワット每秒	ワット每秒	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	
レム毎時	レム毎時	レム	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	
線量当量率	線量当量率	線量当量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	照射線量率	
レム	レム	レム	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	シーベルト	
rem/h	rem/s	rem/min	Sv/h	Sv/min	Sv/s	rem	Sv	R/h	R/min	R/s	C/kg	C/y/h	Gy/s	Gy	rad/h	rad/min	rad/s	rad/min	rad/h	rad/min

緯度																									
引張強さ																									
比重																									
圧縮強さ																									
重ボーメ度																									
テクス																									
デニール																									
キログラム毎メートル																									
面積	温度	質量	長さ	物象の状態の量	別表第6(第2条関係)	計量単位	放射能濃度	放射能面密度	エネルギーフルエンス率	エネルギーフルエンス	粒子フルエンス率	粒子フルエンス	湿度	湿度	湿度百分率	セルシウス度又は度	每平方メートル	メートル	粒度						
平方インチ	カ氏度	オンス	グレーン	磅	インチ	ヤード	フルート又はフィート	フルート	ワット	ワット	ワット	ワット	度	度	度	度	メートル	メートル	屈折度						
in ²	yd ²	°F	oz	gr	lb	ft	in	yd	W / m ²	J / (m ² · s)	W · s / m ²	J / m ²	m ⁻² · m ⁻¹	m ⁻²	%	Dpt ^r 又はD	m ⁻¹	m	比重						
i n ²	y d ²	° F	o z	g r	l b	f t	i n	y d	C i / 1 又 是 C i / L	C i / g	C i / k g	C i / m ³	B q / 1 又 是 B q / L	B q / g	B q / k g	B q / m ²	C i / m ²	B q / m ²	W / m ²	D p t ^r 又 是 D	N / m ²	P a	B h	t e x	D k g / m

8	0	備考…該当値がないときは、補間法によつて計算する。	別表第十二（第八条関係）	4
6	3			3
3	1			1
1	6			6
8	8			8
6	6			6
4	4			4
0	0			0

第八条第一号に掲げる計量器		第八条第二号に掲げる計量器		第八条第三号に掲げる計量器		第八条第四号に掲げる計量器		機械装置設計用			
検量用	立会検査用	輸出検査用	機械装置設計用	検量	立検	輸検	設計	検量	立検	輸検	設計

別表第十三（第十一条関係）		第十一条第一項第一号に掲げる計量器		第十一条第一項第一号に掲げる計量器		第十一条第一項第一号に掲げる計量器	
自衛隊用	航空用	自衛隊用	航空用	自衛隊用	航空用	自衛隊用	航空用
武器	航	武器	航	武器	航	武器	航